

22 栗原市 花山・坊の蔵そば会席と 栗駒山麓ジオパーク



坊の蔵そば会席

ツアーのポイント

- 遠方から足しげく通うファンも多い栗原市花山の名店「農場蕎麦坊の蔵」で丹念に打ったそばを味わいます。
- 2年前にオープンした栗駒山麓ジオパークビジターセンター。栗駒山麓ジオパークのすべてがわかりやすく展示されています。シアタールームでは400インチ2画面の超大型スクリーンに、大地の成り立ちの物語が大迫力で映し出されます。

★栗原市のおみやげ付き

昼食付き/全行程添乗員同行



※集合場所については、P11④⑤をご参照ください。

出発日

12月10日

募集定員 (最少催行人員15名)
1名様より申込み可能

15名

旅行代金 (大人お一人様) (子供お一人様)
10,800円 10,300円

バス会社 第一観光

お問い合わせ先

(株)仙台リビング新聞社泉事業所
TEL.022-771-5650

仙台市泉区泉中央1-7-1 地下鉄泉中央駅ビル5階
宮城県和歌山支店2-361号 一般社団法人全国旅行業協会正会員

国内募集型企画旅行条件書

(お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい)

(本条件書は、旅行業法第12条の4に定める旅行説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります)

1. 募集企画旅行契約

(1)この旅行は、仙台リビング新聞社旅行事業部(以下「当社」といふ)が企画・募集実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集企画旅行契約(以下「旅行契約」といふ)を締結することになります。又、契約の内容・条件は募集企画(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、最終日程及び当社の「旅行契約書(募集型企画旅行契約書)」(以下「募集型企画旅行契約書」といふ)によります。

(2)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービスのうち「旅行サービス」といふの提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行の申込み方法

(1)当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おのり及び下記に定める申込金又は旅行代金全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれ一部として取り扱います。

旅行代金	3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
申込金	6,000円～ 旅行代金まで	12,000円～ 旅行代金まで	20,000円～ 旅行代金まで	30,000円～ 旅行代金まで	代金の20%～ 旅行代金まで

但し、別途パンフレットに申込金の記載がある場合はその定めるところによります。

(2)当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の申込みを受け付けることがありません。この場合、予約の申込時点では契約成立していません。当社が予約の承諾を通知した日から起算して7日以内に申込金と申込金を併せてお申し込みください。この期間内に申込金が到着されない場合は、申込金が「キャンセル」扱いとなり取り扱います。

(3)申込金と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によるものとします。

(4)申込金は、旅行代金の一部として振り入れれます。又、お客様の任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱ひ、所定の期日まで旅行代金を支払われたいときは、所定の違約料の一部として取り扱ひます。

(5)お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が前にできない場合、当社はその旨を通知し、お客様が承諾を得て、お客様が「取消料」扱いとしてお申し込みいただいた期間を確保し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウェディング登録」といいます。)その際、「申込金」の返出及び申込金と同額の「キャンセル料」として受け取ります。当社は予約が完了した場合は、申込金とキャンセル料を返却いたします。この時点で契約の成立となり、「キャンセル料」として受け取ります。また、当社がその予約可能通知前にお客様から「ウェディング登録」の解除の申し出があった場合、又はお持ち頂ける期限まで「キャンセル料」を返却しない場合は「キャンセル料」を全額返戻します。なお、「ウェディング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

3. 申込条件

(1)15歳未満の方のご参加は、父又は母親等の同行を条件とします。(但し一部コースを除きます。)

(2)15歳以上20歳未満の方のご参加は、父又は母親等の同意書が必要です。

(3)参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。

(4)身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助使用者の方等、特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社が可能な範囲内でお断りいたします。

なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために適切な特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現場事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申し込みをお断りさせていただきますが、介助者・同行者の同行などを条件とする場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。

(5)当社は、旅行中のお客様が病気、傷害等により、保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これがお客様の責任に帰すべき事由によるものであるときは、当該措置に要した費用はお客様が負担し、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払う必要があります。お客様は当該費用(以下「緊急対応費用」といふ)をお断りすることがあります。

(6)お客様の旅行中に発生した病気、傷害等は、又は団体旅行の実施を妨げるおそれがある当社が判断するときはお客様をお断りすることがあります。

(7)その他お客様の業務上の都合で、お申し込みをお断りすることがあります。

4. 契約の成立と契約書面・確定書面の交付

(1)旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

(2)当社は、旅行契約が成立した場合は遅くとも、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といふ)をお客様にお渡しします。

(3)契約書面を確定した旅行日程又は運送機関の名前が記載されていない場合は、これらに関する決定状況を記載した書面(最終日程表)(以下「確定書面」といふ)を旅行開始の前日までに交付いたします。但し、旅行開始の前日から起算してさかのぼって7日以内の日曜日に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始前日に確定書面を交付する場合があります。また、交付前日であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

5. 旅行代金の支払

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日以内の日(以下「基準日」といふ)より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みされた場合は、申込み時点又は旅行開始日の前日の指定した日までに支払ういただきます。

6. 旅行代金に含まれているもの

(1)パンフレットに明示した運送機関の運賃、料金(注釈のないきりエコミークラス)、宿泊費、食事代、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税(但し、基準期日現在に公示されているものに限ります)。

(2)添乗員が同行するコースでは、これ他に添乗員経費、団体旅行に必要な心付を含みます。上記諸費用は、お客様が都合により、一部削減されなくても払戻しはいたしません。

7. 旅行代金に含まれていないもの

(1)旅行日程中の「フリータイム」「自由行動」「各自で」「お客様負担」等と記載されている区間の交通費等諸費用

(2)総重量超過料(規定の重量、容量、個数を超える分について)

(3)クーラー代、電報・電話料、追加飲食費等個人的な経費費用およびそれに伴うサービス料

(4)自費で現地へ解散地の間の交通費、宿泊費

(5)お客様の参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金

(6)基準期日以降に公示された日本国内の空港施設使用料、諸税

(7)傷害・疾病に関する医療費

8. 旅行内容の変更

当社は、天災地災、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令において旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様があらかじめお断りし、又は当社が旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ない理由および当該事由の因果関係を説明し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といふ)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更を説明します。

9. 旅行内容の変更

(1)当社は、利用する運送機関の運賃、料金、第24項の基準期日以降に著しい経済情勢の変更に伴い、運賃決定される程度を大幅に超過して改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以内の日曜日にお客様にお断りすることを旨とします。

(2)本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃、料金の減少分が旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

(3)第30項の規定に基づき契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためのお客様が負担した旅行サービスに代わって取消料、違約料その他既に支払い、又は追加された支払は含みません)の減少又は増加が生じた場合は、旅行代金を「申込金」として受け取ります。運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っていかかわりなく、運送・宿泊機関等の運賃、料金の不足が生じたことによる場合は除きます。但し、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。

(4)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当該人員に替りし、又は旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合は、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

10. お客様の責

お客様は、当社の旅行契約を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができません。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交換に要する費用もともに当社に提出していただきます。

11. お客様による旅行契約の解除・払戻し(旅行開始前)

(1)お客様はいつでも、第15項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消料は、お客様が当社が旅行業法で規定された「受託営業用」(以下「当社」といふ)のそれぞれの実業日、営業時間内に取消する旨をお申し出いただいた日(以下「取消日」といふ)を基準とします。休業日と営業時間外のご旅行の変更および取消のお申し出はお客様の責任で受け付けません。

(2)お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

イ 契約内容が変更されたとき、但し、その変更が第21項の表の左欄に掲げるもの、その他の重要な変更となることにより。

ロ 第9項(1)に基づき旅行代金が増額されたとき。

ハ 天災地災、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

ニ 当社がお客様に対し第4項(3)で定められた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。

ホ 当社の旅行サービスが提供されないことにより、旅行契約が解除されたことにより、旅行の実施が不可能となったとき。

(3)お客様は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収められている旅行代金(あるいは申込金)がその取消料を差し引いて払戻しを行います。取消料が旅行代金または申込金に不足するときは、その差額をお支払いいただきます。但し、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収められている旅行代金(あるいは申込金)全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。

(4)お客様が都合で旅行開始日及びコースを変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。この場合当社は第15項(1)旅行契約の解除日に基づき取消料を申し受けます。

12. お客様による旅行契約の解除・払戻し(旅行開始後)

(1)お客様がご都合により途中で断念された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

(2)お客様の責に帰さない事由により確定書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は当該事由が生じた旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することがあります。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能となった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責任に帰すべき事由によるものでないときに限ります)を差し引いたものをお客様に払戻しいたします。

13. 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

(1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、第15項に定める解除期日相当の取消料と同等の違約料をお支払いいただきます。

(2)当社は、次に掲げる場合において、お客様が理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

イ お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことにより。

ロ お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。

ハ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

ニ お客様が契約内容に合理的な範囲を超えて、旅行の負担を求めたとき。

ホ お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日(日曜日旅行については、3日)以内の日曜日に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

ヘ キーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれがあるとき。

ト 天災地災、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

14. 当社による旅行契約の解除(旅行開始後)

(1)当社が次に掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。

イ お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。

ロ お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への不服、これらのお客様が同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫により団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

ハ 天災地災、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

(2)本項(1)により旅行契約が解除されたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに要する費用はお客様が負担するものとします。お客様が旅行代金のうち、お客様が負担する費用に不足する旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス変更後に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の各目による費用を差し引いた、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

(3)本項(1)イ、ハにより旅行契約が解除されたときは、お客様が求めたのに応じて出発地に戻るための必要な手配を行います。この場合に要する費用の一切はお客様の負担となります。

(4)乗合特等車に遠征しても乗客場所にお断りしない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しはできません。

15. 取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様がご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対して、おのりとしてキャンセル料を取消料としてお支払いいただきます(但し、パンフレットに取消料を明示した場合はそれによります)。

区 分	取 消 料
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日以内(日曜日旅行にあつては10日)に当たる日以降に解除する場合(ロからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以内の日曜日に解除する場合(イからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始日当日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内